

經濟論叢

第七十五卷 第二號

- 財政と價值問題……………大畑文七 (1)
- 2つの體制間の貿易關係について……………森田桐郎 (19)
- 寄生地主制の形成過程……………内藤正中 (39)
- ヴェ・イ・レビエヂエフ「17—18世紀の
ロシアにおける農民諸運動の性格に關
する問題によせて」……………福富正實 (61)
-

[昭和三十年二月]

京都大學經濟學會

寄生地主制の形成過程

——備中酒津村梶谷家を中心に——

内 藤 正 中

はじめに

本稿でのわたしの課題は、寄生地主制の成立にかんして、備中國窪屋郡酒津村（現在の倉敷市酒津）梶谷家に、具體的な例證をもとめつつ、成立の經濟的基盤、村落共同體との關連、領主權力―倉敷代官所との關係などの點から、成立期の寄生地主制の具體的構造を、機構的にはあくし、かつ、明治維新史における寄生地主の歴史的作用を、あきらかにしようとするものである。

ここでとりあげる梶谷家は、村草分の村役人筋の家柄ではなく、明和頃（一七六〇年代）分家し（「過去帖」「天明三年普請棟上祝儀疊」）、中農層として木綿生産を基盤に發展したものであつた。とくに、寛政以降（一七八九―）「平野屋」の屋號をとまえ、綿商として活躍したことは、その後の發展を顯著にさせた（「寛政六年拂方」「寛政六年書出帖」）。かくて、木綿商・質屋・地主たる平野屋伊平次の財富は、すでに文政一年（一八二八）「備中國〇持角力」で、「東前頭筆頭」に位置する備中屈指の商業資本とし、土地所有でも五五四石餘（うち居村六六石餘他村四八八石餘）

をもつ、近郷きつての大地主たらしめたのである〔文政一三年乍恐以書付奉申上候〕。徳川幕藩體制下にあつて、すでに以上のような經濟的基盤をきづいた梶谷家は、明治以降においても、一〇〇町步地主として、明治二三―四四年「貴族院議員多額納稅者議員選出互選人名簿」に登記されていた縣下屈指の大地主であつた。さらに戦後農地改革では、田五八町九反餘、畑六反餘が解放されたが、いまなお、岡山トヨタ自動車重役・岡山縣生活協同組合連合會理事長・倉敷市公安委員長をはじめとして、公私幾多の要職をつとめているほどのものである。

なお、本稿で利用する梶谷家文書は、げんざい倉敷市酒津梶谷堅一郎氏方と、京都大學經濟學部圖書室とに、二分されて保存してある。また文書の一部は、農政調査會編『小作騒動に關する史料集』（昭和二九年）に、「備中酒津梶谷家の小作問題」として發表してあるので、あわせて御参照いただければさいわいである。

一 寄生地主的土地所有の前進

——寄生地主制の形成をめぐって——

幕藩體制の基本的矛盾は、領主と農民の對立であり、領主的土地所有と封建貢租と農民的土地所有と萌芽的利潤との對立である。だから、農民のブルジョア的發展が、惣百姓一揆にまもられてすすむとき、幕藩領主的土地所有に對抗し、かつ壓倒して、そのなかから農民的土地所有は前進させられてゆく。

（註）享保年間にいたると、農民的土地所有の前進はめざましく、封建的支配階級のイデオロギーたる萩生徂徠〔政談〕『日本經濟叢書』卷三―五二（一頁）・田中丘隅〔民間省要〕『日本經濟叢書』卷一―六七（七頁）らが、廣泛な「土地の商品化」の事實を認め、かつ「田畑永代賣買禁止令」の批判をしているし、さらに享保改革では將軍吉宗にたいして、大岡越前守から、廢止意見が答申されていたほどである〔徳川禁令考』第二帙一九九頁〕。

だが、農民的土地所有—農民的商晶經濟の發展は、民富の成立とともに、その分裂をきたさざるをえなくなる。かくしてここでは、幕藩領主的土地所有から、農民的土地所有がcaちとつた胚芽的利潤をめぐつて、分裂しつつある農民階級が、いかなるかたちで分けあうかが問題となつてくる。すなわち、農民層の階級分化を反映する世直し一撥—小作騒動のたたかきを基軸に、農民的土地所有の分解—寄生地主的土地所有の形成の問題が、ここで上程されるのである。

まずわれわれは、酒津村伊平次の土地集積過程をつうじて、さらに具體的考察をすすめることにする。

第一表 梶谷家の土地集積過程

	買入總面積	買入總石高	證文數	買入筆數	賣渡人數	一筆當買入面積	一人當買入面積
寶曆一三	反	石	證文數	買入筆數	賣渡人數	一筆當買入面積	一人當買入面積
(保三—寶曆一三)	三・三二四	三・一二七	九通	九筆	八人	三・六九	三・二三
(明和—天明)	四四・一二〇	三六・〇八五	五〇	一〇〇	三六	四・一二	一一・二
(天明四—享和)	二三・六一七	三七・六一四	四三	七八	二一	三・〇	一〇・二一
(文政一—文政六)	三五・六〇〇	七七・九一三	六五	四〇二	五七	八・二四	六三・二四
(文政七—天保一四)	一九・三一九	二九・〇二八	三八	三二一	二九	五・二七	六六・一
(弘化—文久三)	九二・三一〇	七八・二三七	二一	九八	二二	九・一二	四四・〇
(明治一—明治五)	九四・〇二一	六七・七八一	五三	九一	四一	一〇・九	二三・五

(備考) 現存する田畑買入證文全部の集計による。

第一表では、明和—天明と文化—文政のふたつのピークが特徴的である。この二時期は、寛政・天保の二大改革を、それぞれひかえていることにも注目される。わたしは、以下寄生地主制の形成過程を、上述の理論的前提をふまえて、この特徴的なふたつの時期を中心にして、農村の動態・領主権力の對應などから、あきらかにしてゆきたい。

明和—天明期

當時の記録から、この期の農村事情をうかがおう。

……右十六ヶ村の地は、海内第一の上所にして、五穀よく生熟し、草綿を産し、諸品乏しからず、最上の御知行所に御座り處、凡そ五十年已來は、御役人の御方御經濟の道にうとく、地の利を取納る事に御心附不申ゆ故、いつとなく田畑疲れ、昔時三百坪に三斗五升入の貢米八俵より十二俵を收取り地所にも、近年はよろよろ五六俵ならでは生じ不申ゆ。……御上御取米にさして勝劣は見え不申ゆても、百姓の懐にては、大にけふじ申す故、村々貧家多く、他方へ出て奉公のかせぎ、或は小商人となり、いよいよ地の利を薄くし、又は夫役隠役等昔時に十倍も相増す故、無據農業の道を失い、金肥土灰を入申ゆ事も不相成、自然と上田も下田と成申ゆ……。

〔古川古松軒天明八年「古川反古」〕〔吉備群書集成〕一卷四二二頁〕

右の資料にもみられるように、この地方での綿作を中心とする農民的商品經濟の發展は、「五穀よく生熟し草綿を産し、諸品乏しからず」といわれた元祿—享保期の「繁榮」、すなわち民富—小營業を成立させ、農民階級に胚芽的利潤の形成すらもたらした。だが、成立した民富は、同時に分解をよぎなくされ、農民層の階級分化を激化し、「分地制限・他所奉公停止」—貢租體系維持・貢租増徴を主内容とする享保期の藩政改革を必至とさせる（たとえば享保二年備中國阿田藩法度）。ところが、改革後の農村は、封建領主の意圖した農民層の分解阻止とは逆に、貢租増徴政策にとまわられて、さきの「古川反吉」の記述にみられるような、強率貢租—農村窮乏—生産力の減退—脱

農民化↓農村人口減少の悪循環を結果し、より一層封建的危機をふかめていつた。

ところで、この地方での享保以前、せいぜい正徳以前（一七一〇年以前）の、農民層の階級分化は、村役人層⇓重株百姓への土地集中・地主手作經營の發展を結果するものであつたが、正徳年間を劃期として明和・天明期らしい、木綿生産を基軸としておこつた中農層の分解は、寛永→正徳期五〇石→一〇石所持の地主手作經營を縮小させ、他方分解する中農層のなからからは、經營を擴大し、小營業者として顯著な上昇を示すものもあらわれ、やがては村方騷動をもひきおこすのであつた。

（註） 酒津村の隣村倉敷村についてみる。五〇石→一〇石層の變化は、元和五年（一六一九）一二人、寛永一九年（一六四三）四〇人、正徳一年（一七一）三八人、文政一三年（一八二九年）一六人であるが、文政期では、その額ぶれが一變する。すなわち、村役人層は没落し、代つて「新祿派」といわれるものがでてきた。また、地主手作經營は、村役人層を中心としており、「下人」数は、寛永→正徳では飛躍的に増加し、正徳を頂點として以後減少傾向をたどる（以上の詳細は別稿「幕政改革の社會的基盤」堀江英一編『藩政改革の研究』→近刊豫定で分析するはずである）。

ここでは、正徳期以降の地主手作經營の縮小化という事實を中心に、農民層階級分化→寄生地主的土地所有形成をみてゆくことにする。いうまでもなく、地主手作經營成立の前提としては、手作地主と、それに勞働力を放出する小農民經營とがあつた。農民層の階級分化が進行している以上、つねに手作地主への勞働力は確保されるはずである。だが、現實の問題としては、當時の農村では、作奉公人不足の現象があらわれ、給金高騰とあいまつて、地主手作經營を危機におとし入れたのである。すなわち、このことは、作奉公人給金を上まわるより有利な職業の存在を意味している。さきの「古川反古」にも、「他方へ出て奉公のかせぎ或は小商人となり」と述べられているよ

うに、農民的商品經濟の發展は、社會的分業をおしすめ、農業以外に商工業をうみだし、同時に農民的商品經濟の發展がつくりだした没落農民を、小商人、職人、奉公人として吸収してゆく（寛政期の領主法度は、くりかえして「他所奉公停止」「商工の末利禁止」をのべている）。かくして、代官所在地倉敷村は、近郷農村からの流入移住者によつて、元録—安永八〇年間に、戸數人口ともに二倍に増大し、社會的分業にもなる種々の農業外職業従事者を、全戸數の半分もかぞえる商工業的村落—地方市場へと變質したのである（拙稿「近世村落の構造變化と村方騒動」『經濟論叢』七四卷二號）。

だが他方農村では、階級分化の進行とともに、年貢負擔者は没落離村し、農業外に職をもつたため、作奉公人不足・給金高騰（ここでの高騰とは、都市における作料賃錢に對比しての相對的なもの）となり、地主手作經營の危機をもたらした。それは「高持の者共減人致ゆ間、御田地荒ゆ様相成」（寛政七年備中足守護法度）『吉備郡史』下二八八三頁）といわれるかぎり、封建領主の賃租體系の崩壊であり、いきおい年貢徴收は減退せざるをえない。かくして、封建領主は、「脱農民化」—商人化、職人化阻止のために、あらゆる努力をほらつて、農村人口を維持しようとし（寛政三年幕府の歸農令、寛政六年備中岡田藩法度、寛政七年備中足守護法度『吉備郡史』下二八三七—二八八三頁）、また奉公人給料、日雇賃錢騰貴を制限することによつて（寛政七年備中足守護法度、同上書二八八三頁）、作奉公人不足になやむ地主手作經營の危機を回避しようところをみる。だがすでに、手作地主の生産力的發展は停滞し、小農民經營一般の生産力にくらべて、より低位なものであるとき、作奉公人給料を都市の商工業なみに引上げることが、經營の破綻以外を意味しなくなつてゐる。また、物價騰貴にもとづく肥料代、農具代の値上りは、低生産物價格とのシエールを一層擴大し、その上改革後の重税がこれにくわつては、「さてさて手作は間に合わぬものなり」と、田中丘隅に代

辨される手作地主の經營轉換が必要となつてきた。

(註) 手作地主の生産力低位性、小農民經營の相對的優位を提案された安良城盛昭氏の説は重要である。(太閤檢地の歴史的意義) 『歴史學研究』一六七號二一頁以下。それは、寄生地主制の下における高類小作料保證の前提であり、手作地主より寄生地主への系譜的斷絶を考ふるためにも必要である。とくに前述のように、正徳を頂點として、舊村役人層中心の地主手作經營が急速に縮少解體化し、それに代る中農層分解のなから新らしい寄生地主が成長してくるこの地方での歴史的事實に即しても、手作地主における生産力の低位を考えねばならない。

ここにおいてとられた領主的對應が、土地を賣入・賣却して「脱農民化」しようとする農民層をば、あたかも土地を集積しつつある地主のもとに小作人として組み入れ、定着させる寄生地主制の生成であつた。もちろん封建領主は、幕末にいたるまで、一貫してみずからの生産物地代原則貫徹のため、領主的土地所有をおしとおそうとしており、われわれは、手ばなして地主擁護、封建領主のバック・アップを語ることは許されない。領主的土地所有に對立する寄生地主的土地所有は、封建的危機に對應するネンサリー・イーヴとして許容されたのである。寛政六年備中岡田藩「御年貢上納方定」には、年貢未進↓借金増大↓缺落化を防止するため、これまでの年三割、「毎歲利と利を疊掛け」る複利方式を禁止し、年一割五歩の低利貸付の法的措置がとられ、同時に「小作米古不足……小作人の貧富と其年の農凶を見計い是又難儀致さざるよう追々ゆるく取立申すべくい、右の趣必ず非常の取立致さざる様、村役人並に地主共もつとも心を用い申すべくい」と命じて、あきらかに、年貢負擔者である農民層の分解阻止をこころみている。したがつて、地主にたいして「小作人所持の田畑家財迄不足高に應じ、地主方へ引取支配致し」とされていても、それは「小作米の儀は、其地面御年貢地主より上納致しゆ事に依得ば、畢竟御年貢同様の理もこれある事」と貢租米確保を前提としてのみ、封建領主が規定しているものであつたことは、とくに注意しなげ

ればならない（『吉備郡史』下三三六一頁）。

寄生地主的土地所有成立への第一段階は、以上のように、農民的土地所有の前進—農民的土地所有の分解の所産であつたことを表明している。かくして、寄生地主的土地所有の形成は、分裂しつつある農民諸階級間の對抗—世直し一揆をめぐつて發展してゆく。

文化—文政期

第二次ビーク化政期は、寄生地主的土地所有發展に大きな意義をもつものである。第一表では、買入面積をはじめ、各項目ともに飛躍的に増加しているが、とくに一筆當り面積、および一人當り賣却面積増加が意味する内容は重要である。すなわち、これまでの買入賣渡では、一時的な急場をしのごとく性格と、零細小農の没落化のため、小面積での土地移動が支配的であつたが、この期では、一人當り賣却面積、一筆當り賣渡面積の數字が表明するまゝとまつた面積をもつ者、比較的大きい田畑をもつ者、すなわち、中農層の自立農業經營の崩壊が顯著となる。この地方での棉作經營については、『日本棉作要説』の著者が報告しているような、新しい独自の經營法—「友肥—植物還元法」が考案普及されるほど、きわめて高い生産力と、發展的な性格をもつていたが、生産物價格と肥料代・農具代とのシエールの擴大にともない、畿内棉作地帯の中農層發展が挫折させられたと同様（古島敏雄・永原慶二『商品生産と寄生地主制』二〇四頁以下）、ここでも中農層の發展を阻止し、没落せしめたのであつた（このことは、倉敷村練綿問屋運上銀が、寛政を頂點として、文化以降とくに減少していることにも對應する。「寛政九より練綿問屋運上之控」倉敷市東町小野家之書）。さらに、肥料の使用にあつて「干鯛油粕の代銀、上の農人は銀七十目、中の農人は五十目、下は四十目入るるなり、但銀一匁は干鯛の粉二升にあたるなり」（大藏永常『棉圃要務』『日本科學古典全書』一一卷三

五頁)と、この地方を例に記していることは、棉作がその多くを肥料に依存するものであるかぎり、中以下の農民の收獲は、上層地主、豪農に比して小量とならざるをえず、またいきおい借金前借で、肥料を購入し、干鰯商、棉問屋への依存度をふかめてゆく事情をあらわしている。こうした商業資本の、生産者にたいする前貸支配は、その典型を倉敷村の「新祿派」商人地主にみる事ができるが(かれらは、棉商、干鰯屋、油絞りとして、寛政―文化に急激に上昇し、文政期の村方騒動をひきおこす―拙稿「近世村落の構造變化と村方騒動」『經濟論壇』七四卷二號)、酒津村伊平次の場合も同様である。かれが、寛政年間より木綿の流通過程に手をそめたことは、すでに指摘したが、化政より天保にかけては、營業範圍も備後・出雲の棉作地におよび、そこの商品―木綿集荷は、肥料前貸を通ずるものが支配的であつた(「天保七年算用帳」その他)。このことは、また借金證文中、木綿を擔保とするものが多く見られることも符節を合する。このような棉作經營のゆきつまりを主因とする中農層の發展挫折・没落化は、第二表のように、化政期に激増する「村辻借用證文」によつても確證できるのであつた。なぜなら、中農層の没落は、村高年貢納入の中堅農民層の解體であり、それはそのまま、村年貢皆濟困難を結果してくる。

第二表 梶谷家の金錢貸代過程

	村		辻		貸		付		個		人		貸		付	
	證文數	金	證文數	金	證文數	額	證文數	金	證文數	金	證文數	額	證文數	金	證文數	額
寛保三 賈 曆一三 (七四四―七六三)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明和 一 天 明三 (七六四―七八三)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
天明四 一 享 和 三 (七八四―八〇三)	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					四二・八六八・一	賈			五			四六・八九〇(註一)				一・〇〇〇

文政七	文政六	四四	一〇五・九三二	二	五三・三〇〇
八〇四	八二三		米二一〇俵		
八二四	保一四	五	一七・三〇〇	二	金五〇兩(註2)
弘化一	久三			二	二・七〇〇
八四四	八六三				金一・八〇〇
元治一	治五				一・九〇〇
八六四	八七二	一		一〇	金四三三兩

註1、四六貫八九〇匁のうち、一人で四〇貫の借用者あり。

2、八八貫一五〇匁のうち、大名貸二〇貫を含む。

(備考) 現存する借金證文全部の集計による。

こうして化政期以降では、中農層の没落を基盤に、急速に地主への土地集積がおこなわれる。だが同時に、發展を挫折させられた没落中農層を主導者とする高利貸商人・寄生地主・村役人にたいする世直し一揆も、天明以降激化し(岡山縣百姓一揆年表)『吉備地方史』六號)、化政期に顕發した小作騒動(梶谷家の場合については後述)とともに、農民的商品經濟の發展―農民的土地所有の發展がかりとつた胚芽的利潤の分配をめぐつて、はげしいたたかいが、農民階級内部でたたかわれる。だが、それにもかかわらず、世直し一揆―小作騒動の「弱さ」は、寄生地主的土地所有を有利に展開させ、化政期以降には、質入と同時に小作證文がしたためられる場合が増加し、没落農民は、ただちに非常に不利な条件のもとに、寄生地主制へ組み入れられてゆく。このことは、かつて流入移住者によつて倍増した隣村倉敷村戸數・人口が、明和以降明治まで、ほとんど増加せず、むしろ減少のときすらあつた事實とも對應している(拙稿「近世村落の構造變化と村方騒動」『經濟論叢』七四卷二號)。かくして、地主伊平次の小作地は、支配藩領域をこえて擴大され、倉敷天領・岡山藩・岡田藩、撫川藩・庭瀬藩、淺尾藩、早島領、溝咋領と、御料私領一九ヶ村

におよび、その預ケ米高は、七二五石余を計上するほどであつた（弘化二年所持地下作預米盤帳）「弘化二年村々所持地算用控寫」。

二 寄生地主制と村落共同体

——小作騒動を中心に——

寄生地主的土地所有は、前述のように、農民的商晶經濟の分裂、農民的土地所有の分解、農民層の階級分化を前提とし、その結果として生まれたものであつた。したがつて、そこでは、村落内部のはげしい階級對立が、新らしく醸成されたのである。わたしは、寄生地主と村落共同体との關連を、小作騒動の分析をつうじてあきらかにしてゆきたと。

備中撫川領都宇郡下撫川村（現在の吉備町）には、伊平次の小作地一五〇石余（文化年間、但し預ケ米高）があり、小作地九六筆は、第三表のように、五六人の小作人に配分されていた。

第三表 文化一一年下撫川村における梶谷家の小作地配分

一〇石以上	一〇—八	八—六	六—四	四—二	二—一	石 <small>斗</small> 一—八	八—六	六—四	四—二	二斗以下	計一四三石（預ケ米）
一人	一	四	五	一五	二三	四	八	三	〇	一	五六人

（備考）「文化一一年小作證文之事」より作成

文化一一年（一八一四）、ここで「預ケ米引分之儀」を理由に小作騒動があつた（以下資料は「文化一二年度取替申

議定證文之事」による。」「下撫川村判頭勇左衛門撫川町判頭吉見屋善吉右兩人地主惣代、小作方一同の者共相手取御年賃當米不納一件御出訴……」と、小作料不納を地主側から訴えてた。だがこの年ではひとまず次の協定が成立して落着した。

一、去戌年當米不納の分流行病にて耕耘手薄などにて、案外違作罷在ゆへ共、御利解の趣承伏仕り皆濟仕るべくい、尤去年年來流行病にて、極く難澁の向は村役場にて見計い、地主へ理解申し聞かせ、聊の義は當秋九月中迄猶予勸辦致し出すべき事。

一、後年自然不熟の年柄御座は節は、田毎に見及び、地寺に相拘わらず、其地主小作相對にて勸辦遂げ私談に取計い申すべき事。地主惣代二名が「判頭」であつたように、また右協定文で、「村役場にて見計い」と、いわれているように、不在寄生地主——小作關係には、その村の村役人が介入してきたのである。その結果は、つぎの文政一一年（一八二八）爭議で、はつきりとあらわれるが、それよりまえ、まず騒動に對抗して、不在地主伊平次は、村役人のなかから、小作米徴收の「地寺人」をえらびだしたのであつた。騒動直後の契約では——

右は貴殿御所持の御田地書面の通り世話料にて、私に地寺申しつけられ、承知仕りぬ處實正に御座ぬ、然るには書面小作米年々十一月限取立申すべくい、尤貴殿當地に建置かれぬ土藏に積入ぬ間、大切に相勤めなすは勿論、毎年十二月十日限遅滞なく請勤定仕るべくい、且御田地換所辦いなどの儀も心附聊の義は私方にて取計いおき格別の換所出來ぬ節は、早速御届申すべくい、後證の爲地寺證文仍て如件

文化十一年戊五月

酒津村

伊平次殿

下撫川村地寺人 藤右衛門

證人

惣七

ここで、「地寺人」藤右エ門が、いかなる人物であるかをたしかめる資料はないが、明治初年、おなじ下撫川村での「地寺人」が、當時戸長をつとめていたことからしても(下撫川村預ケ米疊帳)、藤右エ門を村役人と考へて、まずあやまりあるまい。さらに、領主年貢は、小作米から支拂われ、「御年貢請取通」として、庄屋から地主へ送られていることによつても、年貢米―小作米確保にあたる「地寺人」が、村落支配者であることはあきらかである。とすれば、不在地主は小作騒動の危機にたいして、村役人から「地寺人」を選任し、「地寺人」のもつ村落支配者の位置を利用して、共同體規制を自己に有利にはたらかせることによつて、危機を回避し、地主―小作關係を維持しようとしたのである。

また一方では、騒動調停を不服として、「去亥年(―文化一二年)預ケ米引分の義に付申草ひて田地差返し手作相成、當丑(―文政一二年)正月迄に残らず差返し」(文政一二年相渡申一札之事)と、小作地引上げを強行することによつて、小作人へ打撃をあたえようとした。ここにおいて、文政一一年にふたたび小作騒動が勃發する。いま「文政一一年乍恐以書付奉願上ひ」から、要點を摘記してみよう。

- (i) 下撫川村小作人七人は、小作米減額要求がいれられず、やむなく小作地を返した。
- (ii) ところが、大庄屋から「左様相成ひては村方衰微の基と、取上ひ御田地是迄の通相續致すべし」と、意見され、かつ領主からも注意された。

(iii) 小作人にとつてはもちろん、「全く渡世相續の田地に御座いえは、預り申さずては家内一同食用の手當もござなく」の小作地であつたから、好きこんで返したのではない。まず大庄屋の意見にしたがい「御田地相續御座い」ことにした。

(vi) しかしながら、その後「如何様の譚御座候哉、其後は村方の者諸事不實合に御座ひて甚だ迷惑」という村入分で小作人をあ

どし、さらに村落共同體の壓力で、いいがかりをつけてきた。すなわち「去る二六日夕下無川村判頭共其外百姓一同紋右衛門宅へ寄合仕りて、私共七人の者へ對談仕度の間罷出ぬ様申越ぬに付、早速罷出ぬ處、右判頭より申聞ぬは、先達て大庄屋より理解これありぬ節は、一同相斷り置りて、此度如何様の譯にて御田地相續致しぬ哉其趣意承り度旨申聞ぬに付、前條厚き御理解の始末一々返答仕りぬ處、一旦大庄屋手前相斷りながら、尙又田地預りぬては大庄屋に對し相濟まざる儀、此義は如何致しぬ哉、尙又右邊申し全く相違ぬ上は、是迄度々寄合も致し、入用多くこれありぬ間、其方共より殘らず辨じ出しぬ様これを申し、御田地作りぬ哉を、大勢にて理不盡に了拒甚だ迷惑に存じぬ」

(v) かくして、小作人七人は、領主役所へ訴へ出た。「御田地預り申さずぬては、家内相續仕り難くぬへば、彼是故障仕りぬ故進退難儀に相迫りぬ何卒御威光を以て判頭共一同御召出し御吟味成下されぬて、已來村方の者故障仕らず、私共御田地相續相成ぬ様……」

ここでは、はつきりと村役人を中心とする村落共同體規制の壓力が、七人の小作人にかかつていたのであつた。しかも、判頭とともに、「右四人共同様田地預り罷在ぬ得共」といわれる、おなじ立場にあるべき小作人まで、地主側に動員されて、小作人同志のあいだで對立させられていた。

かくして、農民的商品經濟發展、農民的土地所有前準の成果である胚芽的利潤分配をめぐつてたたかわれた小作騷動は、地主側の共同體規制利用による村八分、分裂政策にもづく小作人同志の反目對立化という、たくみな地主攻勢の前に、おしつぶされてしまつたのであつた。(以上の小作騷動史料全文は、拙稿「備中酒津梶谷家の小作問題」——農政調査會編『小作騷動に關する史料集』に記してある)

これにたいして、伊平次の居村酒津村では、一件の小作騷動もおこらず、また不納小作料強制徴收の文書すらみら

れないのは、どうしたことであらうか。地主伊平次の小作人にたいする絶対的優位は、なににもとづくのであらうか。さきにわたしは、梶谷家が村役人筋の家柄でないことを指摘したが、かれは、水田耕作に不可欠な灌漑用水（註）「八ヶ郷用水」を、木樋から石樋に變更するとき盡力した功により、「八ヶ郷樋方」として、つねに「用患水等の目論見世話仕り」、酒津村のみならず、八ヶ郷用水組合村々にたいして、大きな力をもつていた（文政一三年卒恐以書村奉申上（註））。

（註）「八ヶ郷用水」とは、酒津村に高梁川からの取入口をもち、窪屋・津宇兩郡はじめ、兒島灣に面した與除新田地帯をも灌漑するこの地方での最大用水をいう。その詳細については、『八ヶ郷用水史』または喜多村俊次『日本灌漑水利慣行の史的研究』をみよ。

ところで、「諸事出入等様々取纏にて十にして八九迄下濟仕（註）程奇伏仕居申ものに御座（註）」。「村内小前百姓心得違のもの共は、平日厚く申諭し、既に同人住居罷在耕地にては公事出入ケ間敷儀これなく」（文政一三年卒恐以書村奉申上（註））という。伊平次の小前百姓にたいする自信、ないしは村内における支配者的地位をかたる言葉は、はたして前にのべた用水管理権だけから發せられたものであらうか。土地集積が急速にすすみ、かれ自身寄生化しはじめる化政期は、村落内部（註）農民階級内部の對立が激化し、隣村倉敷村では、村役人への不満が村方騒動にまでたかまつたときである（拙稿「近世村落の構造變化と村方騒動」『經濟論叢』七四卷二號）。また前述下撫川村はじめ、居村外では、不在地主にたいする小作騒動がまたひきおこされていた。初期以來の村落共同體のしくみは、いまやあきらかな危機にたたされたのである。ここにおいて、寄生地主（註）新しい農村支配者による共同體規制の再編利用が問題となつてきた。

分家出身伊平次は、「日々農業作方薛附等は勿論、諸事の受引時々相談仕り、(親から)差圖を受取計ゆ由」(「文政一三年作恐以書附奉申上ゆ」)の、いわば在村の豪農として發展してきた。みずから農業生産に従事する伊平次がつねに洪水の危険にさらされている用水改善に努力したのも、十分理由のあることであつた。またかれが、村役人の一統でなかつたことは、危機にたつ化政期村落支配者層を、批判し攻撃することも可能であつたのである(あたかもそれは、倉敷村における新祿派商人地主と相通ずる「強味」であつた)。したがつて、ここに寄生化することによつて、かれ伊平次と小作人との階級対立があきらかになるとしても、村方窮民への助情米、小作人家作援助、小作料減免など、適宜の恩惠的懷柔政策をとることによつて、たくみに對立をはぐらし、危機を回避したのである(たとえば、文政七一二年の六年間に、八件の恩惠策が酒津村でとられている。同上文書)。

すなわち、居村酒津における寄生地主伊平次の小前百姓・小作人にたいする自信の言葉は、ふるい村落支配者をもつ血縁的・門閥的支配を通ずる村落共同體規制を、ただたんに、自己のために有利にはたらかせることができることから、發せられるようなものとはちがつて、新しい經濟關係によつてひきおこされた階級對立を、經濟力をもつて壓伏しようという、新しい農村支配者のみがつことのできる自信であつた。

註記 寄生地主と村落共同體との關連については、羽鳥卓也氏のすぐれた業績『近世日本社會史研究』(昭和二年)がある。

だが羽鳥氏のように、在村地主における對小作人關係を共同體の支配者の地位からのみ「しばしば情緒的な雰囲気がかもし出され」、「地主小作關係はしばしば當事者たちによつて、親子關係にまで擬制」されていた(一四六頁)と、解釋されていることは納得できない。わたしは行論で述べてきたように、地主手作における人格的支配關係は、土地の商品化とともに、しだいにくずれてゆき、寄生地主制のもとでは、これまでかくされていた經濟的階級的對立關係が表面に明確化し、これをおさえ、

階級對立をネグレクトするため、とくに居村では恩惠的懷柔政策が必要とされるのである。「親子關係にまで擬制」されるようにみえるのは、たんにその表面の現象にすぎない。

以上われわれは、寄生地主制の内部構造を、村落共同體との關連から分析してきた。そこでは、階級對立激化に對應するものとして、居村酒津村においては、恩惠的懷柔政策で危機を回避し、經濟的實力をもつて小作人を完全に壓服させるに足る自信をもつていた。また、他村不在地主としては、村役人のなかから小作米徴收の「地寺人」をえらびだすことによつて、村落共同體規制を、自己に有利なるよう展開させ、もつて小作料減免を要求する小作騷動を壓服しつゝ寄生地主制を成立させ、かつ維持してきたのであつた。だが、一應は回避された階級對立も、やがてはまた顕在化するであらうし、共同體規制とて、かならずしも不在地主の利益に即應しなくなる時がくる。さらに、封建領主が本心から、領主的土地所有に對立する寄生地主的土地所有を許容していたものではなかつたかぎり、小作米收取における地主取分が、領主年貢をおかし、現物地代原則貫徹を阻害するようになるにいたれば、封建領主とて、だまつてゐるはずはない。とすれば、寄生地主は上下から挾撃されることになる。寄生地主はいかなる方途を講ずるであらうか。

三 寄生地主と明治維新

——天保改革をめぐつて——

世直し一揆の激化、領主財政の一層の窮乏化、いわゆる封建的危機の深化に直面した幕末の藩領主は、まず危機打開策として、新しい農村支配者である寄生地主層を、みずからの側につけようとする。具體的には、化政期以

降、とくに濫發される「苗字帶刀御免」に典型的にみられる、農民的統一戦線を分裂させる政策の擴大強化であつた。かわりに寄生地主からは多額の上納金——「御國恩冥加金」が取立てられるのであつた。いまや、寄生地主は商業資本とともに、封建領主のもつともたのみがある財源であり、同時に、農村においては領主的支配の末端になう重要な構成員になりあがつたのである。

かつては、一村惣百姓へ高割で命じたきた御用金も、いまでは、もつぱら商人地主など新しい農村支配者だけで負擔するようになつてきた。それは、ほかならぬ小前百姓のたたかいが結果させたのである。高割賦課の不公平は、倉敷村新祿古祿騒動の様な村方騒動をひきおこさせたし、あいつぐ重課は、世直し一揆を激化させた。いまや、領主御用金は、ひとり商人地主のみがせおわざるをえなくなつてきたのである。梶谷家の場合についてみよう。文政四年から天保一三年までに、何かにつけて徴收された主要な上納金八件についてだけでも、米七四〇石と二〇〇俵、麥二〇〇俵、銀一五貫、金三〇〇兩にのぼつている（文久二年覺）。これにたいして倉敷代官は、天保二年「苗字永代御免」・「年寄並」を、天保七年「庄屋格」を、さらに「年來勝手向厚世話致與ひに付」の理由で、代官役所の「御勝手方御役人並」の地位特權をあたえ、備中矢掛陣屋は、天保六年「三人扶持」を伊平次にだしている（各關係文書による）。かくして梶谷伊平次は、酒津村では「年寄並」「庄屋格」として、村役人と肩をならべ、村政に大きな發言力をもつこととなり、その經濟的實力とあわせて、村落支配をより有利なかたちでなしうるのであつた。また、支配代官所へは、「御勝手方御役人並」の士分格で出入し、領主財政へもあづかるのである。もちろん、これらの地位、特權が、經濟的發展過程に顯著に反映していることは、前述第一、二表に示したとおりであつた。

だが、このような領主權カ―代官役人への接近―連繫だけで、みずからにたいする小作人、小前百姓層の對立を、

おしつぶすことはできなかつた。小作騒動に直面し、つねに危機を意識していた寄生地主梶谷伊平次が、文政六年備中三山村一揆文書（備中國三山村外三ヶ村之者共私領渡難遊一件御裁許狀）や、文政七年倉敷村新祿古祿騒動の訴狀（乍恐以書付奉願上候」、新祿古祿騒動については拙稿「近世村落の構造變化と村方騒動」『經濟論叢』七四卷二號）などをあつめてゐるのも、社會の動きにたいして自分なりの態勢をととのえようとしてゐるものと、いうことができよう。また封建領主が寄生地主的土地所有を完全に許容し、みずからの存立基盤にしてはゐなかつたことは、くりかえし述べたとおりである。寄生地主制は、農民層の階級分化と反封建斗争がひきおこした、封建領主の財政—政治危機に對應するネシサリー・イーヴとしてうみだされたものであつた。したがつて、農民的土地所有がすすみ寄生地主的土地所有が成立し、「有徳の町人百姓體自分に田畑買求、小百姓共へ下作致させ、出來立米等致取納銘々所領の様に心得……」（嘉永五年佐賀藩法度小野武夫『吾佐賀藩の均田制度』一〇五頁）、はつきりと領主的土地所有に對立してゐるとき、封建領主の態度は、その基本原則にたがつてあきらかにされる。ここにおいて、天保改革は上程される。（註）

（註）天保改革の意義については、後藤端「幕政改革」—『歴史學的研究』一七六號をみよ。ここでは、主體勢力としての商人地主が、なぜ明治維新を要求するにいたつたか、という點からのみ天保改革の役割を考えることにする。さらに積極的な理解は、別稿「幕政改革の社會的基盤」堀江英一編『藩政改革の研究』所收で、こころみるはずである。

天保一三年（一八四二）にはじまる幕府の改革政治は、これまでの諸政策を批判し、發展する農民的商品經濟を、抑壓しようとしたものであつた。機織奉公禁止、株仲間解放、また一部の諸藩でとられた均田制（佐賀藩長州藩など、消極的には信州上田藩の「永續講」にせよ、問屋商人、寄生地主、マニユファクチュア—これらは享保以降、封建

領主の分裂政策を基盤に發展したものであつた——という中間項を排除して、封建領主が、直接的に生産者農民をつかもうとこころみた反動政策であつた。倉敷代官所では、大御所時代に放漫施政をおこなつた古橋代官が罷免され、代官とむすんだ八人の町人・農民も、同時に處罰として御用金を命ぜられた。八人のうち七人までは、倉敷村の新祿派商人地主——新村役人層であつたが、ただ一人村外から梶谷伊平次が加つていた（『岡山縣通史』下二四七頁）。かれの「御勝手方御役人並」の地位がわざわざわいしたのであるうか。ついで天保一五年勘定奉行は、上方筋出先代官にたいして、苗字帯力許可にさいしては、かならず江戸へ報告して奉行の決をうけるよう命じ（『辰九月寫』）、出先代官の發令を禁じ、あわせて豪商農との直接的むすびつきを防止しようとした。また弘化二年には、地主高利貸資本の小作米・貸付銀・借屋賃などの滞納に、豪損を命じた。對象は、倉敷の商人地主水澤・植田・大橋三名であつたが、かれらにつぐ富豪梶谷伊平次へのえいきようは大であつたろう（『小野氏日記』倉敷市東町小野家文書）。まことに、天保改革は、寄生地主問屋商人には、苦難のときであつた。

かくして、天保改革をひとつの契機として、商人地主層は、みずからの位置と封建領主との對立を意識しはじめ、以後急速に、幕藩體制に反對する態度をとりはじめた。小前百姓の反封建斗争は激化し、幕藩體制を根柢からゆるがしていった。世直し一揆—小作騒動の危機はひしひしと身にせまつてきた。梶谷伊平次はそれを鋭敏に感じとつていた。領主権力は弱體化し、寄生地主制の保證に十分でないのみならず、小作米滞納の棄損すら命じてくる。御用金は増徴され、あまつさえ大名貸はこげつきふみたおされる。寄生地主的土地所有發展に、さらに寄生地主制確立にとつて、幕藩體制はあきらかな桎梏であることがはつきりしてきた。倉敷村の商人地主大橋・植田は、しだいに代官所から遠ざかり、幕末文久—慶應では倒幕運動にのりだす（倉敷村の改革派同盟については、別稿「幕政改革の社會

的基盤」でくわしくとりあつかう。天保一三年兒島機業にたいする「御觸書」(『兒島郡誌』四八五頁)は、マニユフアクチユアを家内工業に逆轉させ(柴田一「備前藩南部に於ける農村工業の一考察」『吉備地方史』七號)、渾大坊兄弟(明治一二年千基紡績の一である下村紡績創立者)らをも、倒幕派へおもむかせる因となる。梶谷伊平次は、嘉永三年(一六五〇)にいたり、弘化一年度の無利足貸付金一四五兩の返還を、水澤(三〇兩)植田(七〇兩)大橋(一〇二兩)とともに、代官所へ要求する(嘉永三年乍恐以書付奉申上候)、さらに安政二年(一八五五)では、「漸く身元渡世向相衰休」を理由に、はつきりと御用金賦課を拒否するにいたる(安政二年乍恐以書付奉申上候)。ここにおいてかれら商人地主の「改宗」がはじまる。イデオロギーとして、黒住教の神道思想、國學の尊王攘夷論はかれらをとらえ、その改宗をスムーズにさせたのであつた。文久以降、森田節齋・平野國臣・江木鰐水らの往復はげしく、草莽浪士としての兵站部の役割をになつて、かれら商人地主層倒幕派の政治的實踐がみられるようになる。

ともあれ、隣村倉敷村では、慶應二年代官所燒討を頂點とする活潑な討幕運動が展開されるが、梶谷伊平次が政治活動にのりだしたあととはみられない。ただ「慶應丙寅長藩士民老末家運達書」「上方騒動 おどけ厄はらひいろはたとへ 百人一首 阿保佗羅經」などの文書所持から、幕末政治情勢にたいする關心のほどはしられる。また安政二年に示された上納金拒否の態度も、翌三年「帶刀一代御免」、同六年岡山藩主より「御褒美銀十枚縮緬五反頂戴、慶應二年「帶刀永代御免」と、つづく領主権力のだきこみにより軟化され、「江戸城本丸普請上納金」などをさしだしている。つまり、梶谷伊平次が政治的活動へふみださなかつたのも、決定的には、倉敷村におけるような尖鋭な階級對立一打こわしに直面しなかつた點にもとめられよう。酒津村では、小作騒動も打こわしもおこらなかつたため、梶谷伊平次の危機意識は、觀念的なものをこえることができず、ただみずからの經濟的利害だけが、幕

藩體制を忌避させるようしむけたのであつた。

徳川幕府にかわる天幕制政府の成立、絶對主義確立の過程は、幕藩領主的土地所有の國家的封建的土地所有への統一であり、明治五年田畑永代賣買解禁、六年租地改正にいたる足どりは、農民的商品經濟と農民的土地所有——寄生地的土地所有の前進であつた。商人地主發展の維新變革過程において、寄生地主梶谷伊平次の小作地が、六年——一七年二倍、二十三年四倍近く増大するのも當然であらう。

だが明治以降の寄生地主制確立期の諸問題は、また稿をあらためてあつかわねばならない。

附記、本稿は昭和二十九年農文部省科學研究助成補助金による研究報告である。